

公立大学法人富山県立大学 次世代法・女性活躍推進法 一体型行動計画

令和 7 年 4 月 1 日制定

女性教職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、また、教職員が仕事と子育て等を両立させることができ、教職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 本学の課題

課題 1：女性の活躍推進の観点から女性教職員の割合を高める必要がある。

課題 2：出産・育児・介護に関する特別休暇及び休業等の取得率が低い。

課題 3：ワークライフバランスの実現の観点から、有給休暇の取得日数をさらに増加する必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 女性教職員の割合を 35%以上とする。

＜取組内容＞

- 令和 7 年 4 月 1 日～ 女性限定公募及び女性教職員の増加に繋がる職場環境整備に引き続き取り組む

目標 2 出産・育児・介護に関する制度の周知を徹底し、教職員の育児休業取得率を 80%以上、男性教職員の育児休業取得率を 60%以上に増やす

＜取組内容＞

- 令和 7 年 4 月 1 日～ 育児・介護に関する特別休暇、育児休業、部分休業等、関係する学内の諸制度についてまとめ学内 Web サイトに掲載する。同時に通知（紙媒体・電子媒体）を通じて、全職員に対し、積極的に案内する。

目標 3 有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、1 人当たり 12 日以上取得するよう努め、全体の平均取得率を 60%以上に増やす。

＜取組内容＞

- 令和 7 年 4 月 1 日～ 有給休暇の計画取得や、有給休暇と特別休暇を合わせた連続休暇の取得を促し、休暇を取得しやすい環境をつくる。

令和6年4月1日公表

＜女性の活躍の現状に関する情報公表＞

【全教職員に占める女性教職員の割合】 33.0%（令和5年4月1日時点）

【教職員一人当たりの有給休暇平均取得日数】 10.1日（令和5年）

【有給休暇取得率】 51.2%（令和5年）